
プロジェクト	のれん及び減損
項目	IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」の概要

本資料の目的

1. IASB は本年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)¹を公表した。コメント期限は本年 12 月 31 日である²。DP は、次のトピックから構成される。
 - (1) のれん及び減損プロジェクトの経緯並びに DP の目的及び提案 (要約及びコメント募集、第 1 章)
 - (2) 取得³に関する開示の改善 (第 2 章)
 - (3) のれんの減損及び償却 (第 3 章)
 - (4) 減損テストの簡素化 (第 4 章)
 - (5) 無形資産 (第 5 章)
 - (6) その他の最近の公表物 (第 6 章)
2. 本資料は DP の概要を紹介しており、第 96 回 ASAF 対応専門委員会 (2020 年 6 月 3 日開催) にて説明を行っており、第 435 回企業会計基準委員会 (2020 年 6 月 12 日開催) にて前項の(1)及び(2)の説明を行っている。本日は、前項の(3)から(6)についてご説明する。

¹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>

² 新型コロナウイルス感染症の流行のため、当初のコメント期限 (2020 年 9 月 15 日) が 2020 年 4 月に延長された。

³ DP では、「取得 (acquisition)」は IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲にある企業結合を指し、取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又は他の事象と定義されるとしている。

のれん及び減損プロジェクトの経緯並びに DP の目的及び提案

3. IASB は、2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を公表し、2008 年に改訂した。また、これに関連する修正を IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」⁴、IAS 第 36 号「資産の減損」及び IAS 第 38 号「無形資産」について行った。それらが意図したように機能しているかどうかを評価するために、IASB は 2013 年から 2014 年にわたり、適用後レビュー (PIR) を実施し、報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 3 号『企業結合』の適用後レビュー」を 2015 年に公表した⁵。この PIR を通じて、次のフィードバックが得られたとしている。

図表 1 IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバックの要約 (DP 表 1.1 を要約)

領域	フィードバック
開示	多くの投資者は、取得のその後の業績の評価が困難な場合が多いとした。 一部の投資者が、トレンド分析のための過年度のパフォーマンス比較情報 ⁶ を希望する一方、多くの作成者は、パフォーマンス情報の作成は困難だと考えていた。
のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損	関係者の間で、のれんに対する減損のみアプローチに関して意見が分かれた。 一部の投資者は、このアプローチが有用な情報を提供すると述べる一方、関係者の多くは、アプローチの複雑性、コスト、認識の時間的な遅れについての懸念を述べた。 関係者の多くが、償却の再導入を提案した。
のれんと区別した無形資産の認識	投資者の間で、無形資産をのれんと区分して認識することの有効性について意見が分かれていた。

4. 前項の関係者のフィードバックに対応して、IASB はのれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに取り組み、次の領域のリサーチを実施したとしている。

- (1) 企業が取得に関するより良い情報(特に、取得のその後の業績についての情報)を投資者に提供することが可能か。(DP 第 2 章)

⁴ 改訂当時のタイトルであり、現在のタイトルは「個別財務諸表」である。

⁵ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://cdn.ifrs.org/-/media/project/pir-ifrs-3/published-documents/pir-ifrs-3-report-feedback-statement.pdf>

⁶ IFRS 第 3 号の B64 項 (q) において、取得日が事業年度の期首であったと仮定した場合の結合後の企業の収益及び純損益の情報を開示することが求められており、当該情報はパフォーマンス情報と呼ばれることがある。

- (2) のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を高めることが可能か。(DP 第3章)
- (3) のれんの償却を再導入すべきか。(DP 第3章)
- (4) 減損テストをコスト及び複雑性を低減させるように修正すべきか。(DP 第4章)
- (5) 一部の無形資産をのれんに含めるべきか。(DP 第5章)
5. こうしたリサーチの全体的な目的について、IASB は、「取得に関するより有用な情報を合理的なコストで投資者に提供することが可能かを探求すること」であり、「有用な情報」は、投資者が業績を評価すること、及び経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つとしている。この目的を踏まえて、DP は前項の(1)-(5)の各トピックについて IASB の予備的見解を示して、今後のプロジェクトの方向性を検討するためのフィードバックを求めているとしている⁷。
6. なお、DP で提示される複数の予備的見解はそれぞれが相互に関連しており、その全体を1つのまとまり(パッケージ)として予想される便益とコストを検討したとしている。回答者に対しても、予備的見解のパッケージに反対する場合に、どのような対案のパッケージが前項のプロジェクトの目的を満たすかを質問している。
7. これらを踏まえて、次の質問が掲げられている。

質問 1

1.7 項は、当審議会のリサーチ・プロジェクトの目的を要約している。IN9 項は当審議会の予備的見解を要約している。IN50 項から IN53 項は、これらの予備的見解がパッケージであることを説明しており、それらの項は、個々の予備的見解の間の関連性のいくつかを識別している。

当審議会は、この予備的見解のパッケージは、適用されれば、当プロジェクトの目的を満たすであろうとの結論を下した。会社は取得する事業に関するより有用な情報を投資者に提供することが要求される。その目的は、投資者が業績を評価し、経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つことである。当審議会は、こうした情報を提供することの便益は当該情報を提供することのコストを上回るであろうと考えている。

- (a) 当審議会の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような決定のパッケージを提案するか、また、そのパッケージはどのように当プロジェクトの目的を満たすのか。

⁷ なお、IAS 第36号又はIAS 第38号の全体を見直すことは当該リサーチ・プロジェクトの範囲を超えており、それらの見直しに対する意見は、IASB が行う予定の2020年アジェンダ協議に回答することが推奨されている。

- (b) 回答者の回答が他の質問への回答に依存しているものはあるか。例えば、のれんに係る強制的な定量的な減損テストの免除についての回答は、当審議会がのれんの償却を再導入するかどうか依存するか。回答者の回答のどれが他の回答に依存するのか、また、その理由は何か。

取得に関する開示の改善（第2章）

8. 本トピックでは、IFRS 第3号の次の修正について議論を行っている。
- (1) 取得のその後の業績の開示の追加
 - (2) IFRS 第3号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った改善

取得のその後の業績の開示の追加

（論点）

9. 本資料第3項でも見たように、投資者からは、取得に関するIFRS第3号の開示要求に満足していないことが述べられており、例えば、一般的に、取得のその後の業績を投資者が理解するのに役立つ十分な情報が提供されていない、取得についての経営者の目的（例えば、シナジーの実現）が果たされているかを評価できないとの意見が聞かれているとしている。これらの意見に対応して、取得のその後の業績の理解に資する開示の改善が検討されている。

なお、DPの「取得のその後の業績」は、次のとおり、取得した事業の取得後の業績と、取得によるシナジーが生じる場合の取得企業の事業のその他の部分の業績を合わせたものを指すとしている。

（DPの抜粋）

取得のその後の業績とは何か

「取得のその後の業績」という用語は、本ディスカッション・ペーパーにおいて、取得した事業の取得後の業績と、取得によるシナジーが生じる場合の取得企業の事業のその他の部分の業績を合わせたものを指す。

取得企業の事業のその他の部分の業績は、取得によってシナジーが生じる場合には、取得の影響を受ける場合がある。

取得した事業が取得企業の事業と統合される場合、経営者が使用する取得のその後の業績に関する情報は、結合後の事業に基づくことがある。

(IASB の検討)

取得についての経営者の目的に関してどのような情報を企業に要求すべきか

10. 現行の IFRS 第 3 号では、取得の主な理由を開示することを企業に要求しているものの⁸、DP ではこの開示要求による情報が、取得のその後の業績の評価に役立つほど十分に具体的とはいえないとして、次の開示要求に置き換えることを提案している。

(1) 取得を実行することの戦略的根拠

これは、取得の根拠を企業の全体的な事業戦略と関連付けて説明するものである。

(2) 取得日における当該取得についての経営者の目的

この「経営者の目的」は、取得についてのより具体的な財務上又は非財務上の目的が想定されており、経営者がこれらの目的のために設定した目標及び当該目標がどのように測定されるのか(指標)を説明することが期待されている。

目的が果たされているか否かを示すためにどのような情報の提供を企業に要求すべきか

11. DP では、取得のその後の業績を評価するための情報を、すべての取得について単一の指標で提供することはできないとしている。これに関して、DP は、取得の成否が企業に及ぼす影響の大きさに鑑み、取得企業の経営者は自身の期待に対する取得の成果を内部的にモニターすると想定しているとしており、当該モニターに使用する情報（取得の目的に対しての当該取得の進捗度をモニターし測定するために使用する情報及び指標）を提供すべきとの考えをとっている。

12. 前項の考えを基礎として、DP は、さらに次の点を検討している。

(1) 経営者が取得をモニターしていない場合の対応

投資者は、経営者が当初の期待との比較で取得をモニターしていない事実に関心を寄せる可能性があり、その旨を知らせることを提案している。

(2) 時の経過とともに、取得のモニターに使用する指標が変更される場合の対応

もはや内部で使用しない指標の開示の継続を要求するのは適切でなく、変更を行った旨をその理由とともに開示し、変更後の指標を開示することを提案している。

⁸ IFRS 第 3 号の B64 項(d)。

- (3) 経営者の目的に関する情報又は経営者が業績をモニターするために使用する指標に関する懸念

関係者から、取得した事業が統合されるために、情報の提供が不可能である等の懸念が寄せられており、それらの懸念への対応を検討している。

この情報をすべての重要性がある取得について提供することを企業に要求すべきか

13. 本資料第 11 項のとおり、取得企業の経営者が内部的にモニターする取得が開示の対象となるが、当該「経営者」については、IFRS 第 8 号「事業セグメント」で説明される企業の最高経営意思決定者 (CODM)⁹とすることが提案されている。

これについては、開示の対象を一部の取得に限定せずに、重要性がある取得のすべてを対象とすることが考えられるが、その場合には、特に多数の取得を行う企業について、開示の分量が過大となる懸念が寄せられていた。その一方で、当該懸念を寄せた関係者から、開示対象を絞るための新たな閾値の提案（「主要な」取得又は「必須の」取得を対象とする¹⁰）があったが、これについては、IFRS 基準にない新たな閾値を設けることについての懸念があった。このため、IFRS 基準ですでに説明されている CODM を用いることで、投資者のニーズに対応する便益と開示のコストのバランスを図ったとされている。

この情報の提供をどれだけの期間にわたり企業に要求すべきか

14. DP では、取得した事業の統合により、短期間のうちに取得のその後の業績に関する情報の目的適合性が低下するとの関係者の意見を認識しつつも、経営者は、最初の数年間、取得がもたらす成果についてモニターすると予想しているとしている。このため、基本的に、そうしたモニターが続けられる期間の範囲で、取得のその後の業績に関する情報の提供を企業に要求することを提案している。
15. なお、経営者が取得年度後 2 回目の年度の終了前に取得のモニタリングを停止する場合には、その旨及び当該取得のモニタリングを停止した理由の開示を企業に要求することを提案している。

⁹ IFRS 第 8 号第 7 項で、次のように説明される。

「最高経営意思決定者」という用語は、機能を示すものであり、必ずしも特定の肩書きを有する経営者ではない。その機能は、企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価することにある。多くの場合、企業の最高経営意思決定者は、最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役やその他の人々のグループかもしれない。

¹⁰ DP では、一部の法域で、こうした閾値を超える取得について追加的な開示が要求されているとしている (DP2.33 項)。

(IASBの予備的見解)

16. IASBの予備的見解では、次のような提案を開発すべきであるとしている。
- (1) IFRS第3号のB64項(d)を修正して、取得の主な理由を開示するという要求を企業が次のことを開示するという要求に置き換える。
 - ① 当該取得を行った戦略的根拠
 - ② 当該取得についての経営者(CODM)の目的
 - (2) 企業が次のことを開示するという要求を追加する。
 - ① 取得が行われた年度において、経営者(CODM)が取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標
 - ② 経営者(CODM)が取得を目的と比較してモニターしている期間にわたり、当該指標を使用して、取得についての経営者(CODM)の目的が果たされている程度
 - ③ 経営者(CODM)が取得についての目的が果たされているかどうかをモニターしていない場合には、その旨及びモニターしていない理由
 - ④ 経営者(CODM)が取得年度後2回目の年度の終了前に取得のモニタリングを停止する場合には、その旨及び当該取得のモニタリングを停止した理由
 - ⑤ 経営者(CODM)が取得についての経営者(CODM)の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及び変更の理由

IFRS第3号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った改善

(論点)

17. DPでは、一部の投資者から、取得年度における取得の影響を理解するための情報が十分に開示されていないとの意見が聞かれているとして、次の意見が例示されている。
- (1) 取得のれんを構成する要因の定性的な記述は、概括的であり有用でないことが多い。
 - (2) 取得した事業の一部として取得した債務及び年金負債の金額を決定することが困難な場合がある。これらの投資者にとって、この情報は使用総資本を計算

するために必要である。

- (3) 取得の営業業績に関する情報を必要としている。具体的には、取得した事業の過去の期間における収益及び営業利益である。
18. また、投資者から、企業が取得した事業に対して支払った価格が合理的であったかどうかを評価するために、企業が事業を取得した時に期待していた便益を理解したいと考えているとの意見が聞かれている。
19. 加えて、作成者から、全般的に、IFRS 第 3 号の開示要求は過剰との意見が聞かれており、その中で、本資料第 3 項のフィードバックのように、いわゆるプロフォーマ情報¹¹の開示要求について、取得前の期間についての情報入手は容易でなく、その要求を満たすことが困難であるとの意見が聞かれている。
20. これらの意見を踏まえて、本セクションでは、次の検討を行っている。
- (1) より具体的な開示目的 (DP に明示はないが、本資料第 18 項に関連すると考えられる。)
- (2) のれんを構成する要因 (DP に明示はないが、本資料第 17 項(1)に関連すると考えられる。)
- (3) 財務及び確定給付年金負債 (DP に明示はないが、本資料第 17 項(2)に関連すると考えられる。)
- (4) 取得した事業の貢献 (DP に明示はないが、本資料第 17 項(3)及び第 19 項に関連すると考えられる。)

(IASB の検討)

より具体的な開示目的

21. DP では、IFRS 第 3 号の開示要求が機械的にチェックリストとして使用される結果、開示要求が広範であるにも関わらず、投資者にとって不十分な情報しか提供されない場合があるとのフィードバックが紹介されている。このフィードバックに対応するため、より具体的な開示目的を設定することで、投資者が特定の情報を必要とする理由を明確化することとしている。この特定の情報を必要とする理由について、次の IASB の考えが示されている。
- (1) 企業が事業を取得した理由、並びにどのような資産、シナジー及びその他の便益に対して企業が支払をしたのかを理解できるようにするため。

¹¹ 本資料脚注 6 参照。

- (2) 取得についての経営者の目的が果たされているか否かを理解するため。
 - (3) 取得のその後の業績が、取得した事業に対して経営者が合理的な価格を支払ったことを示しているか否かを評価するため。
22. 前項と、今回、現行の要求事項の置換えや追加を提案している内容も踏まえて、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供することを企業に要求する開示目的を IFRS 第 3 号に追加することを提案している。
- (1) 企業の経営者が事業を取得するための価格に同意した際に取得から期待した便益
 - (2) 企業結合についての経営者 (CODM) の目的が果たされている程度

のれんを構成する要因

23. IFRS 第 3 号 B64 項(e)では、企業が認識したのれんを構成する要因の定性的説明が要求されており、その 1 つとして、企業結合により期待されるシナジーが例示されている。これについて、投資者からは、本資料第 17 項(1)のとおり、有用ではない概括的な説明が提供されることが多く、投資者が望んでいるのは、取得した事業に対する対価を支払った理由をより良く理解するための情報であるとしており、実際の開示と投資者の要望との間にずれがあることが説明されている。
24. こうした意見を踏まえて、DP では、取得が生じた年度にシナジーに係る開示を行うことを提案している（具体的な開示項目は、本資料第 34 項(1)を参照のこと）。これは、IFRS 第 3 号において、期待されるシナジーを企業が開示する可能性のある要因の一例として示していることや、シナジーの達成が取得の重要な目的であることが多いことから、これを開示することが前項の投資者の要望に適うと考えられたことによる。
25. なお、DP では、当該シナジーに関する開示について、定量化が困難である、商業上の機密となる可能性がある等の関係者からの懸念が紹介されているが、それらが障害にならない範囲で一定の対応は可能と考えられており¹²、開示を制約することとはされていない。

財務及び確定給付年金負債

26. DP では、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定めることを提案している。これにより、これらの負債に重要性がある場

¹² IASB では、企業が取得の対価を合意する際に、経営者が予想されるシナジーの見積りを行っていることが想定されており、また、開示する場合でも、一定の幅での開示もあり得るとしている。

合に、取得した事業の一部を構成するそれらの負債の金額が区分して開示されることになり、投資者にとって有用な情報が提供されるとしている。

取得した事業の貢献

27. IFRS 第 3 号は、実務上可能な範囲で次のことを開示することを企業に要求している¹³。
- (1) 取得した事業の取得日以降の収益及び純損益の金額
 - (2) 取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益及び純損益（いわゆるプロフォーマ情報¹⁴）
28. IFRS 第 3 号の PIR の間及びその後において、前項のプロフォーマ情報について次の意見が聞かれているとしている。
- (1) この情報は仮想的なものであるため有用ではない。
 - (2) この情報の作成方法についてのガイダンスがなく、そのため各企業がこの情報を異なる方法で作成している。
 - (3) 取得した事業の取得前の収益及び純利益に関する情報は、必ずしも容易に入手可能ではない。
29. DP では前項の意見を踏まえて、プロフォーマ情報について、次の 2 点を検討している。
- (1) 開示が要求される情報を適切に定義して、当該情報の作成を容易にし、投資者に提供される情報を改善できるか。
 - (2) 代替的な方法があるか。
30. まず、前項(1)については、本資料第 27 項(2)について、次のようにすることが提案されている。

¹³ 当該開示について、DP は、次に役立つことを意図したとされている。

- (1) 当期において — 企業の財務業績を前期の業績と比較する。これを行うためには、投資者は取得日後における取得した事業の影響を知る必要がある。
- (2) 翌報告期間において — 企業の財務業績（取得した事業を通年で含むことになる）を当期の財務業績と比較する。これを行うためには、投資者は当期の期首から取得日までの取得した事業の財務業績に関する情報が必要となる。
- (3) 結合後の企業の将来の財務業績及び将来のキャッシュ・フローへの取得した事業の将来の貢献を見積る。

¹⁴ 本資料脚注 6 参照。

- (1) 「純損益」を「取得関連コスト及び統合コストを控除前の営業利益」に置き換える。営業利益は、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」¹⁵と同様に定義される。

このうち、営業利益を基礎とすることについては、それにより取得した事業の主要な事業活動の営業業績を提供することが見込まれること、及び当該事業が統合された場合に、財務コスト及び税金費用の主観的な配分が避けられることが考慮された。

また、取得関連コスト及び統合コストを除外することについては、事後に再度発生する可能性はなく、将来の各年度の営業利益との比較のより適切な基礎を提供すると期待されるとしている。

- (2) 営業活動によるキャッシュ・フローを開示するという要求を追加する。

当該開示は、分析にキャッシュ・フロー指標を使用している投資者に役立つことが期待されている。

31. DP では次に、本資料第 29 項(2)について検討された。

- (1) まず、プロフォーマ情報の代替案として、取得した事業の取得日以降の収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローに関する情報を使用することを検討した。この場合、例えば、投資者の分析の出発点として、当該情報を比例配分することが考えられるが、取得した事業に季節性がある場合等について、企業が開示目的を満たすため、追加的な情報を開示することが必要となる場合があるとしている。
- (2) また、必要な場合に、取得した事業が通年にわたり結合後の事業にどれだけ貢献できたはずかを投資者が評価するのに役立つ情報を企業が提供するとの要求に置き換えることも検討したが、IASB は、投資者の評価に役立つのに十分であると納得はしていないとしている。

こうした検討を踏まえ、また、投資者から引き続き、プロフォーマ情報は、限界はあっても自身にとって重要であるとの意見があることを踏まえて、プロフォーマ情報の開示要求そのものについては維持すべきと提案している。

開示のその他の側面

32. 作成者からのフィードバックとして、IFRS 第 3 号の開示要求は過剰との意見が寄

¹⁵ 2019 年 12 月公表。営業損益には、営業区分に分類したすべての収益及び費用が含まれ、営業区分には、基本的に、企業の主要な事業活動から生じる収益及び費用に関する情報が含まれるとされている。

せられているが、DP では、IASB が開示要求のすべてをレビューしていないため、本プロジェクトの次のステップで削減の可能性を検討するとしている。

(IASB の予備的見解)

33. DP では、投資者が次のことを理解することに役立つ情報を提供することを企業に要求する開示目的を IFRS 第 3 号に追加する提案を開発すべきとされている。
- (1) 企業の経営者が事業を取得するための価格に同意した際に取得から期待した便益
 - (2) 企業結合についての経営者 (CODM) の目的が果たされている程度
34. また、IFRS 第 3 号の開示要求に次のような的を絞った改善を行う提案を開発すべきとされている。
- (1) IFRS 第 3 号の B64 項(e)を修正して、企業に次の開示を要求する。
 - ① 取得した事業の営業を企業の事業と結合することから期待されるシナジーの記述
 - ② シナジーが実現されると予想される時期
 - ③ シナジーの金額又は金額の範囲の見積り
 - ④ 当該シナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積り
 - (2) IFRS 第 3 号の B64 項(i)を修正して、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定める。
 - (3) IFRS 第 3 号の B64 項(q)の「純損益」という用語を「取得関連コスト及び統合コストを控除前の営業利益」に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義されることになる。
 - (4) IFRS 第 3 号の B64 項(q)に、営業活動によるキャッシュ・フローを、取得した事業の取得後について、及び、プロフォーマ・ベースで結合後の企業の当報告期間について、開示するという要求を追加する。

質問 2

2.4 項から 2.44 項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) それらの開示要求は 2.4 項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関する

より良い情報に対する投資者のニーズ)を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者(最高経営意思決定者(CODM))の目的について情報の開示を会社に要求すべきである(2.8項から2.12項参照)。IFRS第8号「事業セグメント」の第7項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。

(ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきである。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者(CODM)がどのようにモニターし測定するのからである(2.13項から2.40項参照)。

(iii) 経営者(CODM)がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない(2.19項から2.20項参照)。

(iv) 経営者(CODM)が取得が目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである(2.41項から2.44項参照)。

(v) 経営者(CODM)が、取得年度後2回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである(2.41項から2.44項参照)。

(vi) 経営者(CODM)が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである(2.21項参照)。

(c) 提供される情報は、会社のCODMがレビューしている情報及び取得に基づくべきであることに同意するか(2.33項から2.40項参照)。賛成又は反対の理由は何か。会社の開示がCODMがレビューしているものに基づく場合、会社が取得に関する重要性がある情報を投資者に提供しないという懸念をしているか。会社の開示がCODMがレビューしている取得に基づかない場合、開示の分量が負担となるという懸念をしているか。

(d) 商業上の機密に関する懸念(2.27項から2.28項参照)が、取得についての経営者(CODM)の目的に関する情報及び当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用される指標に関する情報を、会社が開示することの妨げとなる可能性があるか。賛成又は反対の理由は何か。商業上の機密は、投資者が情報を必要としている場合に会社が

当該情報の一部を開示しない妥当な理由となり得るか。賛成又は反対の理由は何か。

- (e) 2.29 項から 2.32 項は、取得についての経営者（CODM）の目的及び当該目的を果たす上での進捗度をモニターするために使用される指標を示す情報は、将来予測的な情報ではないという当審議会の見解を説明している。むしろ、当審議会は、当該情報は取得時における経営者（CODM）の目標を反映するものと考えている。回答者の法域において会社がこうした情報を開示する能力に影響を与える可能性のある何らかの制約はあるか。そうした制約はどのようなもので、どのような影響を与える可能性があるか。

質問 3

2.53 項から 2.60 項は、新たな開示要求事項の案に加えて、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供するという開示目的を追加する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益
- 取得が経営者（CODM）の当該取得についての目的を果たしている程度

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

2.62 項から 2.68 項及び 2.69 項から 2.71 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社に下記の開示を要求する。
 - 取得した事業の営業と会社の事業との結合から期待されるシナジーに関する説明
 - 当該シナジーが実現すると見込まれる時期
 - 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見積り
 - 当該シナジーを達成するための予想されるコスト又はコストの範囲
- 財務活動から生じる負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスであると定める。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

IFRS 第 3 号「企業結合」は、取得の年度において、取得日が事業年度の期首であったとした場合の当報告期間についての結合後事業の収益及び純損益を示すプロフォーマ情報を提供することを会社に要求している。

2.82 項から 2.87 項は、このプロフォーマ情報を会社に作成させる要求を維持すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- (a) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 当審議会はプロフォーマ情報の作成方法について会社のためのガイダンスを開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、当審議会は会社がどのようにプロフォーマ情報を作成したのかを開示することを要求すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 3 号は、報告期間中に行われた取得のそれぞれについて、取得日後の取得した事業の収益及び純損益を開示することも会社に要求している。

2.78 項から 2.81 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- プロフォーマ情報と取得日後の取得した事業に関する情報の両方について、「純損益」という用語を「取得関連取引及び統合のコスト控除前の営業利益」という用語に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」での定義と同様に定義される。
- 会社は、取得日後の取得した事業及び当報告期間のプロフォーマのベースでの結合後事業について、営業活動によるキャッシュ・フローを開示すべきであるという要求を追加する。

- (c) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

ディスカッション・ポイント 1

DP の概要のうち、のれん及び減損プロジェクトの経緯等（要約及び第 1 章）、取得に関する開示の改善（第 2 章）について、ご質問があればいただきたい。
また、開示の主な提案である取得のその後の業績の開示を要求するとの提案等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

のれんの減損及び償却（第 3 章）

35. 本トピックでは、のれんの会計処理に関して、次の事項を議論している。

- (1) 減損テストの有効性を高めることはできるか
- (2) のれんの償却を再導入すべきか
- (3) のれんを除外した資本合計の表示

減損テストの有効性を高めることはできるか

(論点)

36. のれんは独立してキャッシュ・フローを生み出すものでないため、当該取得から便益を得ると見込まれる資金生成単位 (CGU) のグループにのれんを配分して、減損テストが行われる。
37. 減損テストの目的が、(取得のれんの回収可能性を直接テストするのではなく) CGU 中にある資産を合算した帳簿価額の回収可能性をテストすることであるとしても、関係者は、のれんの減損損失について認識が遅すぎるという懸念を示した。
38. このため、DP では、減損テストをのれんに係る減損損失を適時に認識する上でより有効となるように変更できるかどうかを検討している。

(IASB の検討)

39. DP では、のれんに係る減損損失の認識の遅れの可能性に関する懸念について 2 つの主要な理由を識別している。
 - (1) 経営者の過度の楽観性
 - (2) 減損のシールドディング

経営者の過度の楽観性

40. DP では、減損テストにおける CGU の回収可能価額の見積りは、主観的な仮定及び判断に依存することが避けられず、したがって、測定の不確実性を不可避免的に生じさせるとしている。このような見積りについて、DP では、経営者に楽観的な仮定及び判断を行う動機がある可能性があるとし、学術研究でそれが示唆されていることを指摘している。
41. この経営者の過度の楽観性について、IAS 第 36 号「資産の減損」は、そのリスクを減らすために経営者が見積りに使用するキャッシュ・フロー予測に関するいくつかの要求事項¹⁶を含んでいるとしている。また、経営者は、過去のキャッシュ・フロー予測と実際のキャッシュ・フローとの間の相違の原因を検討することによ

¹⁶ IAS 第 36 号は、外部の証拠により大きなウェイトを置いて、資産の耐用年数の残り期間にわたり存在するであろう経済状況の範囲についての経営者の最善の見積りを表す、合理的で裏付け可能な仮定を使用することを企業に要求している。その仮定は、経営者が承認した直近の財務予算又は予測に基づくことを要求される (IAS 第 36 号第 33 項(a)及び第 33 項(b))。IAS 第 36 号第 38 項は、財務予算又は予測からの情報が、合理的で裏付け可能な仮定を反映し、資産の耐用年数の残り期間にわたり存在するであろう経済状況の組合せについての経営者の最善の見積りを表しているかどうかを考慮することを企業に要求している。

って、それらの仮定の合理性を評価することが要求されるとしている¹⁷。

42. このような IFRS 基準の取扱いを踏まえると、キャッシュ・フローの見積りが実務において楽観的になり過ぎる場合があるとすれば、IASB は、これは IFRS 基準を変更することによってではなく、監査人及び規制機関が対処するのが最善であると考えている旨が示されている。
43. また、一定の開示が監査人及び規制機関に役立つ可能性があるとして、DP において、企業による取得の目的が果たされているか否かを投資者が理解できるようにする開示要求事項を議論している点（本資料第 16 項）に言及している。

減損のシールドイング（保護）

44. のれんの減損テストは、のれんが配分されている CGU のグループの一部として行われることから、CGU のヘッドルームが、取得のれんを減損から保護する可能性があるとしてされる（いわゆるシールドイング効果）。この CGU のヘッドルームは、回収可能価額が、認識した純資産（のれんを含む）の帳簿価額を超過する金額である。
45. DP では、このシールドイングが生じる仕組みとそれを低減させる方法に関する次の事項について議論している。
 - (1) ヘッドルーム¹⁸はどのようにして生じるのか、及びどのようにしてのれんを減損から保護する可能性があるのか
 - (2) シールドイング効果を減らすことができるか否かを IASB が検討したアプローチ（「ヘッドルーム・アプローチ」）
 - (3) 「ヘッドルーム・アプローチ」で計算した減損をどのようにして取得のれんに配分できるのか
 - (4) 「ヘッドルーム・アプローチ」に関連するコスト¹⁹
 - (5) 「ヘッドルーム・アプローチ」及びのれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を著しく高めることができるか

¹⁷ IAS 第 36 号第 34 項参照

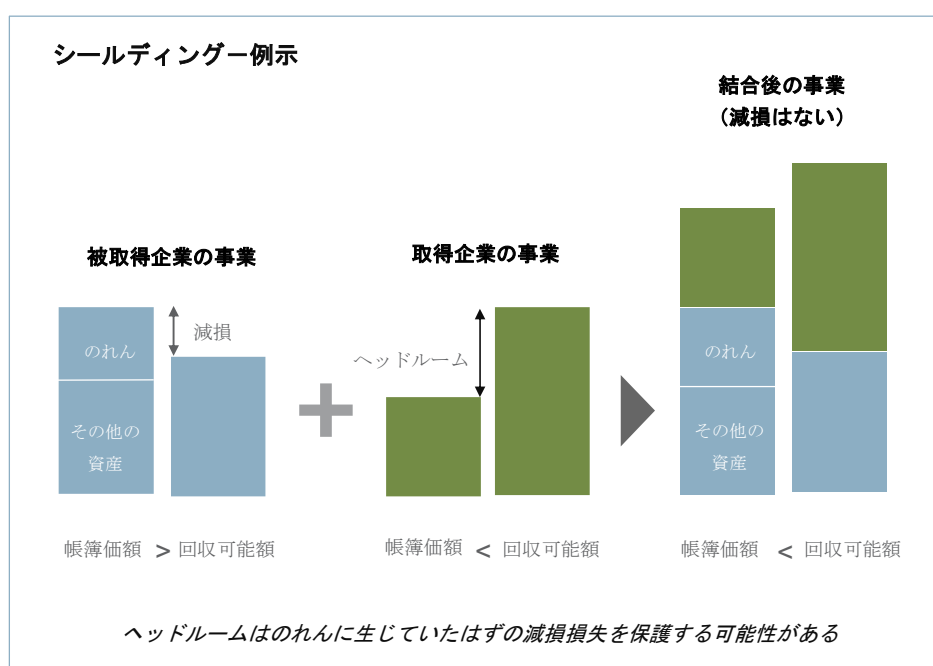
¹⁸ ヘッドルームは、貸借対照表上で認識されていない項目で構成される。すなわち、自己創設のれん、未認識の資産、及び認識している資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額との間の未認識の差額である。

¹⁹ 関係者は、このアプローチは減損テストの実施に多額のコストを追加することになると述べた。企業に追加的なコストが生じる可能性のある例として、当期に企業が CGU を再構築したり、CGU の一部を処分したため、前回のテスト日における回収可能価額を追加的に見積る必要が生じるケース等が示されている。

否かに関する IASB の結論

46. まず、前項(1)に関して、現行の要求事項の下では、減損損失が認識されるのは、CGU の回収可能価額が、当該 CGU で認識している資産及び負債の帳簿価額を下回る場合であり、これはヘッドルームがゼロまで減額して初めて、のれんに係る減損損失が認識されるとしている。このため、十分なヘッドルームがある場合、取得のれんの減損を企業が認識しない可能性があるとしている。

図表 2 シールディングが生じる仕組み（スナップショットより）



47. 次に本資料第 45 項(2)について、IASB は、ヘッドルームの見積りを減損テストの設計に組み込むことによって次が可能か否かを検討したとしている。
- (1) シールディング効果を減少させる。
 - (2) 取得のれんに、より効果的に的を絞る。
 - (3) 取得のれんに係る減損損失をより適時に認識することを企業に要求する。
48. 前項の検討では、「ヘッドルーム・アプローチ」と呼ばれるアプローチが検討された。これは、次の(a)と(b)を比較し、(b)が(a)よりも大きい場合に生じる減損の一部を取得のれんに配分させるものである。
- (a) CGU の回収可能価額
 - (b) 次の合計額

- (i) CGU の認識している資産及び負債の帳簿価額
- (ii) 前回の減損テスト日における CGU のヘッドルーム

こうした減損の取得のれんへの配分の方法として、本資料第 45 項(3)の検討において、IASB は 3 つの方法を検討した²⁰。しかし、いずれも一長一短があり、DP では、減少額の配分は不完全であると分析されている。

49. 前項の検討を踏まえて、IASB は、「ヘッドルーム・アプローチ」によりシールドディング効果が減少するとしても、解消はしないと結論を下した²¹。また、「ヘッドルーム・アプローチ」は理解が困難な減損の認識を生じさせる可能性があり、コストを増大させると分析された。このように、のれんの減損テストの有効性を合理的なコストで著しく改善することは実行可能ではないと結論付けられたため、何らかのシールドディング効果は常に発生する可能性が高いとしている。
50. しかしながら、DP では、減損テストは、それが適切に適用されれば、のれんを含む資産の組合せについて、その帳簿価額が回収可能価額を超えないことを確保するという目的を満たすと見込まれるとしている。

(IASB の予備的見解)

51. DP では、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上で、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効性の高い別の減損テストを設計することは、実行可能ではないとされている。
52. 上記にかかわらず、IASB は、のれんに係る減損損失を適時に費用対効果の高い方法で認識するうえで、減損テストの有効性を高めるための提案が関係者にあれば歓迎するとしている。

²⁰ IASB が検討した 3 つの方法は次のとおりである。

- ①減少額を、取得のれんと未認識のヘッドルームに比例配分する。
- ②減少額を常に取得のれんに最初に配分する（IAS 第 36 号における減損テストでは減少額は常に未認識のヘッドルームに最初に配分される。）。
- ③減少額は取得のれんに帰属するものと推定する（ただし、減少額の全部又は一部が取得のれんに帰属していないという具体的な証拠で企業がこの推定に反証する場合は除く。）。

²¹ 理由として、「ヘッドルーム・アプローチ」では、(a)未認識のヘッドルームの金額と認識している取得のれんの帳簿価額との合計（DP では当該合計を「合計のれん」と呼称する。）の減少額の配分は不完全であること、(b) 取得した事業の業績が良くない場合に、結合後の事業の他の要素からのより良好な業績が、取得のれんを減損から保護する可能性が依然としてあること等が示されている。

のれんの償却を再導入すべきか

(論点)

53. 本資料第 51 項のとおり、IAS 第 36 号によるのれんの減損テストの有効性を合理的なコストで著しく改善することはできないと結論を下した後、IASB は、のれんの償却を再導入する提案を開発すべきか否かを検討した²²。これは償却が次のような結果をもたらす可能性があるためとしている。

- (1) 減損テストからある程度の圧力を取り除き、減損テストの適用をより容易かつ低コストにする可能性がある。
- (2) 取得のれんに直接、的を絞った単純な会計処理のメカニズムを提供する。

(IASB の検討)

54. IASB は予備的見解に至るにあたり、以下に示す償却の再導入を支持する主張と減損のみモデルを支持する主張を検討したとしている。

償却の再導入

55. DP では、償却の再導入の支持者による主張として、次を例示している。

- (1) IFRS 第 3 号の適用後レビュー (PIR) は、減損テストが IASB の意図していたようには機能していないことを示唆している。

減損損失は適時に認識されておらず、減損テストは IASB が当初に期待していたほど厳格でない可能性があるとの関係者からの意見が例示されている。

- (2) のれんの帳簿価額が過大表示されており、その結果、企業の経営者は取得の意思決定について説明責任を求められていない。

DP は、関係者の見解として、いわゆるシールドディング効果により、取得のれんの帳簿価額が過大表示されるリスクが生じているとしている。こうした見解は、相当な割合の取得が失敗しているという証拠があるにもかかわらず、減損損失が比較的稀にしか認識されていないという事実によって、ある程度、裏付

²² 仮に IASB が償却を再導入するとした場合でも、のれんが減損しているか否かのテストは依然として必要となるとしている。

けられているとしている²³。この見解を有する関係者は、のれんの帳簿価額が取得から期待される将来の便益を忠実に表現していないと主張している。

また、一部の関係者は、取得で認識された多額ののれんについて経営者に説明責任を求めるうえで、減損テストは有効ではないと考えており、むしろ、償却モデルは、企業が償却費を回収するために利益を生み出す必要があることを示す点で、経営者に説明責任を求めるのに有効であるという意見が例示されている。

- (3) のれんは耐用年数が有限の減耗性の資産であり、償却はのれんの費消を反映することになる。

のれんの減耗性については、取得した集合的な人的資源は退社又は引退していくこと、取得のれんは新たに創出される自己創設のれんに置き換えられること等が例示されている。一部の関係者は、のれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンを見積ることは可能であり、また、経営者の耐用年数の見積りは投資者に有用な情報を提供する可能性があるとして述べているとされる。

- (4) 償却はのれんの会計処理のコストを低減させる。

減損テストは複雑で実施にコストを要するため、IASB が当初期待していたほど運用可能性が高くない可能性があるとの関係者の意見が例示されている。

56. 前項に加えて、DP では、一部の関係者の指摘として、取得のその後の業績についての新たな開示が、取得の成否に関する投資者の理解に役立つため、それが償却モデルに移行することで生じる情報の喪失を相殺するとの見解を紹介している²⁵。

²³ 例えば、2020年2月のDuff & Phelps, ‘2018 European Goodwill Impairment Study’ (STOXX® Europe 600 指標の会社からのデータを使用)によると、2017年に認識された減損は、調査対象の全会社ののれんの帳簿価額の1%であったとされる。
<https://www.duffandphelps.co.uk/insights/publications/goodwill-impairment/2018-european-goodwill-impairment-study>

²⁴ 例えば、Deloitte, ‘The State of Deal, M&A Trends 2019’によると、米国に本社を置く未公開株式投資会社の幹部1,000人のアンケート調査において、回答者の約40%が、取引の半分が取引開示時に期待した価値を生み出せなかったと回答しているとされる。
<https://www.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/mergers-acquisitions-trends-2019-report.pdf>

²⁵ DP ではそれらの開示が、減損のみモデルからの移行によって生じる情報の喪失を相殺し、IASB が償却をのれんの事後の会計処理のより低コストのモデルとして探求することを可能にするであろうと考えている旨が示されている。

減損のみモデル

57. DP は、減損のみモデルの維持を支持する関係者の主張として、次を例示している。

- (1) 減損のみモデルは、償却よりも有用な情報を提供する²⁶。

当該モデルの支持者の見解として、IFRS 第 3 号を最終確定したときの IASB の見解（すなわち、のれんの耐用年数の決定が恣意的である場合に、償却費が投資家に有用な情報を提供しない）は、引き続き、証拠により確認されているとしている。また、一部の投資家は、減損テストによって提供される情報は、たとえ確認価値しかないとしても有用であり²⁷、さらに、予想外の減損損失は企業の株価に重大な不利な影響を生じさせる場合があり、これは減損損失が時には新たな情報を提供することを示唆しているとする。

- (2) 適切に適用されれば、減損テストは目的を達成する。IFRS 第 3 号の PIR 及び IASB のその後のリサーチは、減損テストが十分に頑健ではないという証拠を見出していない。

これについて、一部の関係者は、減損のみモデルに関するいわゆるシールドイング効果の問題について、IASB は 2004 年に減損テストを設計した時にすでに気付いていたとして、減損テストは当時の意図のとおり機能しているとしている。また、一部の関係者は、償却を通じてのれんの帳簿価額の減額を恣意的に行っても、当初に期待された便益のうちの残余部分を忠実に表現していないとしている。

- (3) 取得のれんは、耐用年数が有限の減耗性の資産ではなく、その後に内部で創設されるのれんと分離可能でもない。

一部の関係者は、のれんを構成する一部の要素を耐用年数が確定できないものとみなしている。そうしたものには、例えば、(a) 反復すると見込まれるコスト節減、(b) 事業の認識している資産の時間枠を超えて将来のリターンを生み出すための知識及びプロセスがあるとされる。

²⁶ その後の各期間において、償却は当初に支払われた金額を不明瞭にするため、受託責任の評価を投下資本利益率の分析によって行う投資者にとっては、その評価が困難になる可能性があるとする。

²⁷ 多くの学術研究が、財務諸表に認識された減損損失は投資者にとって価値関連性があるという結論となっているとされる。A. d' Arcy and A. Tarca, 'Reviewing IFRS Goodwill Accounting Research: Implementation Effects and Cross-Country Differences', *The International Journal of Accounting*, vol 53, no.3, 2018, pp.203-226, <https://www.sciencedirect.com/journal/the-international-journal-of-accounting/vol/53/issue/3> 参照

(4) 償却の再導入は、大きなコスト節減にはならない。

58. 前項のように、一部の関係者は、減損テストは償却よりも有用な情報を提供するので、減損のみのモデルを維持することを適切と考えているとされる。なお、取得の成否に関する情報はのれんの会計処理（償却の再導入、減損のみモデルの維持）によって提供できないので、DP の予備的見解として、取得のその後の業績についての開示を要求する提案（本資料第 16 項）を開発すべきであるとしている。

(IASB の予備的見解)

59. IASB は、減損のみアプローチを維持すべきであるという予備的見解に至ったが、これは僅差の多数決によるものであったとしている²⁸。
60. IASB は、このトピックについての関係者の意見を特に望んでいるとしている。この点、PIR の文脈では、現行基準の変更を提案するのはそれが必要との十分な情報がある場合であり、議論を前に進めるために、IASB は、新たな実務上又は概念上の主張を、これらの主張の証拠及びより大きなウェイトを置くべき主張とその理由を識別した指摘とともに提供するフィードバックを歓迎するとしている。特に、次のことを理解するのに役立つフィードバックを歓迎するとしている。
- (1) 関係者がのれんに係る減損損失の認識が適時でないとの懸念を有している理由、並びに償却がその懸念を解決することの可否と是非。
 - (2) 投資者が取得の意思決定について企業の経営者に説明責任を負わせることに合理的なコストで役立つ最良の情報。

(その他の考慮事項)

61. DP では、IASB が償却を再導入することを決定する場合には、下記を含むより詳細なトピックを検討することが必要となるとしている。特に、のれんの耐用年数をどのように決定すべきかについては、償却の再導入についての関係者の見解に影響を与える可能性があるとしてされる。
- (1) のれんの耐用年数をどのように決定すべきか
 - (2) その耐用年数に上限を設けるべきかどうか
 - (3) 償却方法をどのように決定すべきか

²⁸ DP では、のれんの即時償却、のれんを分解した各構成要素を別個に会計処理するアプローチも検討したとされるが、忠実な表現とならない又は複雑性を増大させるとの理由から、いずれも棄却されている。

- (4) 償却方法及び耐用年数の毎年の見直しを要求すべきかどうか
- (5) 耐用年数を確定できない無形資産についても償却を要求すべきかどうか
- (6) 減損損失を異なる取得から生じたのれんにどのように配分するか
- (7) 異なる取得から生じたのれんを処分又は企業再編の際にどのように配分するか
- (8) どのような経過措置を適用すべきか
- (9) どのような関連する表示及び開示の要求事項を適用すべきか（例えば、償却費について）

のれんを除いた資本合計の表示

(IASB の検討)

62. IASB は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを企業に要求すべきか否かを検討した。なお、DP で論点の明示はないものの、主に次の点が検討され、次項の予備的見解に至っている。

- (1) 他の無形資産も除く対象とするか

一部の無形資産はのれんと共有する特徴を有する²⁹が、対象とすべき無形資産に関する見解は様々なことから、のれんに焦点を当てることとしたとしている。

- (2) 容易に計算可能な金額を示すことに意義があるか

DP では、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」において、のれんを貸借対照表上で独立の科目として表示することを要求すると提案している点に触れ、のれんを除いた資本合計の金額を表示することは、のれんの影響に関してさらに透明性を提供し、企業の財政状態についての投資者の理解にさらに寄与するであろうとしている。また、資本合計にとってのれんが大きな部分を占める企業を強調するのに役立つ可能性があるとしている。

²⁹ のれんは次の点で他の資産と異なるとされ、のれんに焦点を当てたとされている。

- (a) のれんは直接測定できず、残余として当初測定される。
- (b) のれんは分離して売却できず、また、事業が困難な状況ある場合にはその価値は早く消滅することが多いので、会社の清算時に現金に転換することが他の多くの資産よりも困難である。
- (c) のれんは減損テストのために CGU のグループに配分されることが多い。

(3) 貸借対照表の小計とするか

資本の表示に関して、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で定められる表示科目、各国における要求事項や慣行と齟齬する可能性があることを考慮し、混乱を招かないように、貸借対照表の小計と位置付けないこととしている。

(IASB の予備的見解)

63. 貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の金額を表示することを企業に要求することによって、投資者が企業の財政状態をよりよく理解することに役立てるという提案を開発すべきであるとしている。

質問 6

3.2 項から 3.52 項で論じているように、当審議会は、のれんを含んだ資金生成単位について、のれんに係る減損損失を適時に認識する上での減損テストの有効性を、IAS 第 36 号「資産の減損」に示されている減損テストの有効性よりも著しく高めることが実行可能かどうかを検討した。当審議会の予備的見解は、これは実行可能ではないというものである。

- (a) のれんに係る減損損失の適時な合理的なコストでの認識における有効性を著しく高める減損テストの設計が実行可能でないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 同意しない場合、当審議会は減損テストをどのように変更すべきか。そうした変更はどのようにテストの有効性を著しく高めるのか。そうした変更を導入するためにどのようなコストが必要となるか。
- (c) 3.20 項は、のれんに係る減損損失が適時に認識されないという懸念の 2 つの理由について論じている。楽観的すぎる見積りとシールドディングである。回答者の意見では、これらはそれらの懸念の主要な理由か。それらの懸念に他の主要な理由はあるか。
- (d) 当審議会は、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）において指摘された懸念の結果としての本プロジェクトにおいて IAS 第 36 号の他の側面を考慮すべきか。

質問 7

3.86 項から 3.94 項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。

- (a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入するとした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。

- (b) のれんの償却についての回答者の意見は 2004 年以降に変化したか。2004 年以降にどのような新たな証拠又は議論が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見を確認することとなったのか。
- (c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問 6(c) 参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 取得のれんは、同じ資金生成単位においてその後に内部で創設されたのれんとは別個のものとするか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。

質問 8

3.107 項から 3.114 項は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。当審議会は、この金額を、貸借対照表の構成の中での小計としてではなく、独立の項目として表示することを会社に要求する可能性が高い（本ディスカッション・ペーパーの付録参照）。

- (a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 会社がこのような金額をどのように表示すべきかについて何かコメントはあるか。

ディスカッション・ポイント 2

DP の概要のうち、のれんの減損及び償却（第 3 章）について、ご質問があればいただきたい。

また、のれんの事後の会計処理に関する償却の再導入を支持する論拠（本資料第 55 項）や減損のみモデルを支持する論拠（本資料第 57 項）等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

減損テストの簡素化（第4章）

64. DP の本トピックでは、減損テストの頑健性を著しく低下させずに簡素化できるか否かを検討しており、IAS 第36号の次の修正について議論を行っている。

- (1) 毎年の減損テストの免除
- (2) 使用価値の見積りに関する要求事項から、将来のリストラクチャリング、改善又は拡張から生じるキャッシュ・フローに対する制限を削除する修正
- (3) 使用価値を見積る際に税引後のキャッシュ・フロー及び割引率の使用を認める修正

毎年の減損テストの免除

（論点）

65. 関係者から、のれんの減損テストは複雑であり、時間及びコストを要するとの意見が聞かれており、その理由の一つとして、減損の兆候がない場合でも減損テストを毎年、実施することが要求されることが指摘されている。本トピックでは、毎年の減損テストを免除すべきか否か議論が行われている。
66. また、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産（以下「耐用年数を確定できない無形資産等」という。）についても同様の議論が生じるため、これについて、のれんの議論を当てはめられるか否かを検討している。

（IASB の検討）

67. 毎年の減損テストを免除すべきであるという予備的見解に至る際に検討された事項は次のとおりである。
 - (1) この免除を設けることによるコスト節減
 - (2) この免除が減損テストの頑健性を低下させるか否か
 - (3) 耐用年数を確定できない無形資産等にも同じ免除を設けるべきか否か

コスト節減

68. 次の(1)から(4)は、IASB の理解に基づく毎年の減損テストの実施コストであり、

その廃止³⁰は(2)及び(4)のコストを節減するとしている。

- (1) 減損テストに使用する評価モデルの設定
- (2) 評価モデルに使用するインプットの収集及び当該インプットが合理的で裏付け可能なのか否かのレビュー
- (3) 企業の状況が変化した場合の評価モデルの変更
- (4) 減損テストに関する情報の開示

特に、のれんを多数の CGU のグループに配分している場合には、コスト節減効果はより大きくなる可能性があるとしている。

69. また、IASB では、毎年の減損テストの免除がもたらすコスト節減効果の参考のため、米国会計基準で 2011 年に導入された定性的なテストの適用について情報を収集している。これはある要件を満たした場合に、定量的な減損テストを毎年実施することなく、定性的なテストの適用を選択できるというものである。³¹
70. ある評価会社を実施したアンケート調査³²の結果では、調査した企業の過半数がこの定性的なテストがコスト削減に役立っていることに同意した一方、相当数の回答者は同意しなかったとされている。DP では、その理由として、減損の兆候の評価及び定性的なテストの頑健な適用のための証拠の蓄積が高コストとなる場合があること、減損の兆候を評価する際に減損テストに必要とされるインプットの収集が必要となる場合があること等が示されている。このように、コスト節減に関する関係者の見解は様々で、事業の複雑性や CGU の編成の仕方等に依存している可能性があるとしている。

³⁰ DP では、「免除 (relief)」と「廃止 (remove or removal)」の両方が使用され、明確な使い分けはされていないように思われる。

³¹ 米国財務会計基準審議会、会計基準更新書 No. 2011-08 「無形資産－のれん及びその他（トピック 350）：のれんの減損テスト」。これは、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が高いか否かを決定するために、定性的な要因の評価のステップ（いわゆるステップ 0）のオプションを設けて、定量的な減損テストを実施する負担を軽減するものである。なお、当該定性的なテストは、IASB が毎年の減損テストの免除に代えて検討している指標に基づく減損テストと異なるとしている。

³² Duff & Phelps, ‘2016 U.S. Goodwill Impairment Study’, Financial Executive Research Foundation, Inc., 2016,
<https://www.duffandphelps.com/insights/publications/goodwill-impairment/2016-us-goodwill-impairment-study>

減損テストの頑健性

71. DP では、毎年の減損テストの廃止の主要な懸念として、のれんの減損損失の認識を遅らせ、減損損失が提供する情報の価値を低下させる可能性がある点を挙げており、これは次の理由によるとしている。
- (1) 最終的に減損に繋がる事象が一定期間にわたり徐々に発生する場合、減損の兆候の識別は大きく判断に依存する可能性がある。
 - (2) 経営者の判断の範囲の拡大は、減損の認識回避のための機会主義的な行動を容易にする可能性がある。
 - (3) 定期的に減損テストを実施しない場合、関連する専門的知識や熟練度が低下する可能性が高い。
72. 一方、減損テストの頑健性を低下させる程度に関しては、様々な見解があるとしており、DP では、現行の減損テストを使用した場合に減損の認識に至る事象は通常は重大なものであり、経営者が減損の兆候を識別できない可能性は低い等、の見解が示されているが、これらは、頑健性の低下が生じる可能性を限定的と捉える観点での見解を紹介したものと考えられる。

無形資産

73. DP では、次の表に示す点が考慮された結果、耐用年数を確定できない無形資産等においても減損テストに関してのれんと差異を設けずに、毎年の減損テストを免除する理由の方が免除しない理由より勝ると結論付けられており、耐用年数を確定できない無形資産等において毎年の減損テストを免除することが提案されている。

図表 3 耐用年数を確定できない無形資産等において毎年の減損テストを免除する・しないことの論拠

耐用年数を確定できない無形資産等においても免除	耐用年数を確定できない無形資産等においては免除しない
<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の減損テストに関する要求事項の基礎的な考え方は、のれんと耐用年数を確定できない無形資産等で同じである。 ● のれんと耐用年数を確定できない無形資産等で事後の会計処理に差異を設けることは、取得時に無形資産を区 	<ul style="list-style-type: none"> ● のれんと比べて、耐用年数を確定できない無形資産等の減損におけるシーリング効果は小さくなる可能性がある。

<p>分して認識する際に、会計上の裁量の余地を作り出す可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● のれんと耐用年数を確定できない無形資産等で適用される会計モデルが異なることとなった場合、識別可能な無形資産の方が識別可能でない資産（のれん）よりも頻繁にテストされることとなり、直感に反する。 	
--	--

(IASB の予備的見解)

74. IASB の予備的見解は次のとおりである。

(1) のれんを含んだ資金生成単位及び耐用年数を確定できない無形資産等について、企業は毎年の減損テストを実施するという要求を廃止する提案を開発すべきである。なお、企業は、各報告期間末において、減損している可能性があるという兆候が存在するか否かを評価することが必要となる。

(2) IASB 理事は、次のとおり様々な見解を有している。

① 毎年の減損テストの要求の廃止を支持³³

減損テストの頑健性を多少は低下させるかもしれないが、減損の兆候がない場合には減損テストの便益は僅少であるため、このような場合にはコストを正当化しないと考える。

② 毎年の減損テストの要求を維持することを支持

頑健性の低下がコスト節減を上回る。減損テストが十分に有効ではないという関係者のフィードバックを踏まえると、頑健性を低下させる行動をIASB がとることは直感に反する。

③ のれんの償却の再導入を行う場合にのみ、毎年の減損テストの要求を廃止することを支持

償却の再導入は、減損テストへの依存を減少させるため、毎年の減損テストの要求の廃止を正当化し得る。

(3) 減損の兆候に基づくアプローチへの移行は減損の兆候の識別により多く依拠

³³ 当該見解を有する理事は、償却を再導入すべきでないとしている。

することとなるため、IAS 第 36 項の第 12 項における兆候のリストを更新する必要があるかどうか評価する予定である。例えば、開示に関する予備的見解を適用して開示される取得の目的を果たしていないことは、新たな兆候の候補となる可能性がある。

使用価値—将来のリストラクチャリング又は拡張

(論点)

75. 使用価値を算定する際に、企業は未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを除外することが要求されている。一部の関係者から、このようなキャッシュ・フローを除外するには、経営者が財務予算又は予測を調整することが必要となるため、コスト及び複雑性を生じさせる可能性があると指摘されており、本トピックでは、当該要求事項を廃止すべきか否かについて議論が行われている。

(IASB の検討)

76. これらのキャッシュ・フローに関する制限を廃止する利点は次のとおりである。

- (1) コスト及び複雑性の減少
- (2) 意思決定のために定期的に作成、確認及び使用されているキャッシュ・フロー予想が使用価値の見積りの基礎となる可能性が高いため、減損テストの誤りが生じにくくなる。
- (3) 資産又は CGU のリストラクチャリング、改善及び拡張の可能性を使用価値の算定に含めることで、公正価値の算定と整合的になるため、減損テストの理解が容易となる。
- (4) テストの実施が容易となり、それゆえ減損テストの監査と執行が容易になる可能性がある。

77. 前項の利点がある一方、これらのキャッシュ・フローに関する制限を廃止することは、経営者が使用価値を見積る際のインプットが楽観的なものとなるリスクを増大させる可能性があるとされる。このため、単に廃止するだけでなく、合わせて、これらのキャッシュ・フローが含まれるべき場合を決定する蓋然性の閾値を設定すること、及びこれらのキャッシュ・フローの見積りに関する測定の不確実性についての定性的な開示を追加することが考えられるが、IAS 第 36 号の現行の要求事項は当該リスクに対して十分な規律を提供し得るとして、追加の要求事項は必要

ないとしている。

(IASBの予備的見解)

78. 企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに対する制限をIAS第36号から削除する提案を開発すべきであり、この提案は、IAS第36号の範囲に含まれるすべての資産及びCGUに適用されるとしている。

使用価値—税引後のキャッシュ・フロー及び割引率

(論点)

79. IAS第36号では、使用価値を測定する際に、税引前のキャッシュ・フローを見積り、それを税引前の割引率で割引くことを要求している。また、使用した税引前の割引率を開示することを要求している。これらの要求に関して、関係者は、税引前の割引率の決定は複雑でコストを要し、評価目的では一般に使用されないため、有用な情報を提供しないと述べているとしている。この指摘を踏まえ、使用価値を測定する際のIAS第36号の要求を修正すべきか否かが議論されている。

(IASBの検討)

80. 前項の使用価値を測定する際のIAS第36号の要求が定められたのは、一部の税金キャッシュ・フローが繰延税金資産及び負債の測定と使用価値の測定で二重計算となることを避ける目的で当該税金キャッシュ・フローの影響を企業の税引後のキャッシュ・フローの見積りから除外するのは煩雑であるという理由からである。
81. この趣旨に対して、DPの分析では、税引前の割引率が、税引後の割引率を将来の税金キャッシュ・フローの具体的な金額及びタイミングを反映するように調整される限り、税引前の割引率を税引前のキャッシュ・フローに使用しようと、税引後の割引率を税引後のキャッシュ・フローに使用しようと、概念的には結果は同じとなるとされており、したがって、前項の二重計算に関する懸念はどちらの割引率を使用するかは関係なく生じるとしている。
82. この点、現行の要求事項を廃止することで見込まれる利点として次が示されている。
- (1) 一般的な評価実務と合わせることにより減損テストが理解し易くなる。
 - (2) 開示のためだけに税引前の割引率を計算する必要がなくなる。

- (3) 使用価値を見積る際には一般的に税引後の割引率を使用されるため、税引後の割引率の開示は投資者にとってもより有用となる。
- (4) IAS 第 36 号における使用価値が、税引前ベースか税引後ベースかどちらで計算をするか定めていない IFRS 第 13 号「公正価値測定」の公正価値とより整合的なものとなる。
- (5) 2008 年に IAS 第 41 号「農業」に加えた修正及び 2019 年に提案した IAS 第 41 号の修正³⁴との整合性が維持される。

(IASB の予備的見解)

83. IASB の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。この提案は、のれんを含んだ CGU だけでなく IAS 第 36 号の範囲に含まれるすべての資産及び CGU に適用される。
- (1) 使用価値を見積る際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという明示的な要求を廃止する。
 - (2) 使用価値を税引前ベースで見積るか税引後ベースで見積るかに関係なく、キャッシュ・フローと割引率について内部的に一貫した仮定を使用することを企業に要求する。
 - (3) 企業が使用した割引率を開示するという要求を維持するが、開示する割引率は税引前の割引率とすべきであるという要求は廃止する。

追及しなかった簡素化

84. IASB は減損テストの簡素化及びガイダンスについて検討した結果、開発すべきでないと予備的見解を示したその他の事項は以下のとおりである。
- (1) 使用価値に使用する企業固有のインプットと、処分コスト控除後の公正価値に使用する市場参加者のインプットとの相違に関する追加のガイダンス
 - (2) 資産の回収可能価額の見積りについて 1 つの方法(使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか)だけを強制するか、又は企業が資産の回収を見込んでいる方法を反映することを選択することの要求
 - (3) のれんが内部管理目的でモニターされている最も低いレベルを表す CGU のグループにのれんを配分することを企業に要求せずに、企業がのれんを全社レベル又は報告セグメントレベルでテストすることの許容

³⁴ 2020 年 5 月に、2018-2020 年サイクルの年次改善の 1 つとして最終化されている。

(4) CGU の識別及びのれんの CGU への配分に関する追加のガイダンス

質問 9

4.32 項から 4.34 項は、定量的な減損テストを毎年行うという要求を廃止する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を要約している。定量的な減損テストは、減損の兆候がない限り、要求されないことになる。同じ提案が、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産についても開発されることになる。

- (a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) このような提案はコストを著しく低減させることになるか (4.14 項から 4.21 項参照)。その場合、コスト削減の性質及び程度の例を示されたい。この提案がコストを著しく低減させないという場合には、その理由を説明されたい。
- (c) 回答者の意見では、この提案は減損テストの頑健性を著しく低下させることになるか (4.22 項から 4.23 項参照)。賛成又は反対の理由は何か。

質問 10

当審議会の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。

- 使用価値を見積る際に一部のキャッシュ・フロー（すなわち、将来の確約のないリストラクチャリング、又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フロー）を含めることを禁止している IAS 第 36 号における制限を廃止する (4.35 項から 4.42 項参照)。
- 使用価値を見積る際に会社が税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率を使用することを認める (4.46 項から 4.52 項参照)。

当審議会は、これらの変更は減損テストのコストと複雑性を低減させ、より有用で理解可能な情報を提供するであろうと見込んでいる。

- (a) このような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 当審議会は、この質問の対象となっているキャッシュ・フローを見積る際に、IAS 第 36 号ですでに要求されている規律に加えて、規律を要求することを提案すべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、どのように行うべきかを記述し、これを使用価値の見積りに含めるすべてのキャッシュ・フローに適用すべきかどうか、及びその理由を記載されたい。

質問 11

4.56 項は、減損テストをさらに簡素化すべきではないという当審議会の予備的見解を要約している。

- (a) 当審議会では 4.55 項で要約した簡素化の何れかを開発すべきか。開発に賛成の場合、どの簡素化か、その理由は何か。開発に反対の場合、その理由は何か。
- (b) 投資者に提供される情報の有用性を低下させずに、のれんの減損テストの実施のコストと複雑性を低減させる他の方法を提案できるか。

無形資産（第 5 章）

（論点）

85. IFRS 第 3 号では、企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産をのれんと区分して認識することが要求されている。
86. DP では、当該要求事項に関して、一部の投資者は提供される情報の有用性に懸念を示し、他の関係者は当該無形資産の一部の識別及び測定は複雑かつ主観的でコストを要する可能性があるとして指摘しているとしている。
87. 本トピックでは、こうした関係者の意見を踏まえて、企業結合で取得した無形資産の認識の要件を変更すべきか否かを議論している。

（IASB の検討）

88. DP では、次のとおり、企業結合で取得した無形資産をのれんと区分して認識することが有用な情報を提供するか否かに関する関係者の様々な見解を示している。

図表 4 企業結合で取得した無形資産をのれんと区分して認識することが有用な情報を提供するか否かに関する見解

有用であるという見解	有用性に疑問があるという見解
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が何を購入したのかがより詳細に説明される。 ● 将来キャッシュ・フローに関する企業の見通しを投資者が評価するのに役立つ。 ● 耐用年数を確定できる無形資産をのれんに含めず償却することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活発な市場がない無形資産の帳簿価額の測定は不確実性のレベルが高い可能性がある。 ● 事業全体から分離することが困難な無形資産の償却費を投資者が識別し、調整することが困難である。 ● 一部の無形資産を区分するためには恣意的なキャッシュ・フローの配分が必要となる。

89. IASB は、企業結合で取得した識別可能な無形資産のうち一部のものをのれんに含めることを認める又は要求するアプローチについて、関係者のフィードバックから企業にとってのコスト及び複雑性を節減する可能性があると考え、さらなる検討を行った。この検討では、一部の無形資産をのれんに含めることで投資者の懸念がどのように解消されるかを分析している。

図表 5 さまざまなアプローチの分析 (DP 表 5.1)

のれんに含める無形資産	解決される可能性のある投資者の懸念			
	価値が不確実	のれんと類似	二重計算	オーガニックな成長企業との比較
	DP 5.17(a)	DP 5.17(b)	DP 5.17(c)	DP 5.17(d)
特定の種類（ブランドなど）のもの (DP5.18(a))	✓	✓	✓	✓
被取得企業が認識していないもの (DP 5.18(b))	✓	✓	✓	✓
自己創設の場合は認識しないもの (DP 5.18(c))	✓	✓	✓	✓
契約法律規準を満たさないもの (DP 5.18(d))	✓		✓	
内生的に置き換えられるもの (DP 5.18(e))	✓	✓	✓	✓
耐用年数を確定できないもの (DP 5.18(f))	✓	✓		

90. しかしながら、区分認識が有用な情報を提供するか否かについて関係者の意見が分かれており、どの無形資産を区分認識するか（どの無形資産をのれんに含めるか）の方法についても意見が様々であるとされている。このため、図表 5 のいずれのアプローチによっても、有用な情報を失う投資者が生じる可能性があると考えられている。また、図表 5 のアプローチは、異なる特徴を有する識別可能な無形資産とのれんが混合されることで情報の喪失につながる事等のその他の欠点が識別され、作成者にも適用のコストについて様々な見解があるとされている。これらを踏まえ、そのアプローチを支持する説得力のある証拠はないと、全体として結論付けている。
91. なお、関係者が無形資産に関するより幅広いプロジェクトを作業計画に加えるこ

とを望む場合は、2020年アジェンダ協議の間にその理由を説明する機会があるとされている。

(IASBの予備的見解)

92. 企業結合で取得した識別可能な無形資産についての認識規準を変更する提案を開発すべきではないとされている。

質問 12

5.4 項から 5.27 項は、一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を開発すべきではないという当審議会の予備的見解を説明している。

- (a) 当審議会がこのような提案を開発すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 反対の場合、5.18 項で議論しているアプローチのどれを当審議会は追求すべきか、その理由は何か。このような変更は、投資者が有用な情報をもはや受け取らなくなることを意味するのか。賛成又は反対の理由は何か。これは複雑性とコストをどのように低減させるのか。どのコストが低減されるのか。
- (c) のれんの償却を再導入するとした場合、意見は変わるか。賛成又は反対の理由は何か。

その他の最近の公表物 (第 6 章)

(本章の概要)

93. 本章では、次の公表物の内容を要約し、それらに含まれるトピック及び提言を DP のトピック及び予備的見解と比較している。

(1) FASB のコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」
(2019 年 7 月公表)

(2) オーストラリア会計基準審議会の研究報告第 9 号「IAS 第 36 号に対する視点：基準設定活動の提案」(2019 年 3 月公表)

94. このうち、前項(1)のコメント募集では、公開会社の財務報告を対象として、次の点に関する関係者の意見を求めているとしており、DP と類似のトピックを扱っていたとしている。

(1) のれんの事後の会計処理の変更

(2) 事業の取得で取得した無形資産の認識に関する要求事項の修正

(3) のれん及び無形資産に関する開示の追加又は変更

質問 13

IFRS 第 3 号は、多くの点で米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）とコンバージェンスしている。例えば、IFRS 第 3 号と公開会社についての米国会計基準に従って、会社はのれんを償却していない。6.2 項から 6.13 項は、米国の財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集を要約している。

本ディスカッション・ペーパーにおける質問のいずれかに対する回答は、現時点で存在している米国会計基準又は FASB の現在の作業の後に考えられる米国会計基準と結果が一致するかどうかに依存しているか。その場合、どの回答が変わるのか、その理由は何か。

質問 14

本ディスカッション・ペーパーに示した当審議会の予備的見解について他にコメントはあるか。当審議会は IFRS 第 3 号の PIR に対応して何か他のトピックを考慮すべきか。

ディスカッション・ポイント 3

DP の概要のうち、減損テストの簡素化（第 4 章）、無形資産（第 5 章）、その他最近の公表物（第 6 章）について、ご質問があればいただきたい。

また、減損テストの簡素化の主な提案である毎年の減損テストの廃止の提案等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

以 上